

令和8年度の軽自動車税のご案内(大和市)

○ 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪等をお持ちの方

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下 または 0.6kw以下 ※1	2,000円
	125cc以下 かつ 最高出力4.0kw以下	2,000円
	50cc超～90cc以下 または 0.6kw超～0.8kw以下	2,000円
	90cc超～125cc以下 または 0.8kw超～1.0kw以下	2,400円
	ミニカー(20cc超～50cc以下 または 0.25kw超～0.6kw以下) ※2	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下 または 1.0kw超	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
被けん引車		3,600円
小型特殊自動車 ※3	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

※1 令和5年7月から制度開始となった特定小型原動機付自転車を含む
 ※2 ミニカーにかかる規定：輪距(左右の車輪の中心間距離)が50cm超で三輪以上など
 ※3 小型特殊自動車にかかる規定



大和市イベントキャラクターヤマトン

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	排気量
農耕作業用(トラクター等)	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	制限なし
その他(フォークリフト等)	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15km/h以下	制限なし

○ 四輪等の軽自動車をお持ちの方

税率(税額)は、「新車新規登録年月」(初度検査年月)と「燃費等の環境性能」などで判定し、
 (1)旧税率(2)標準税率(3)重課税率(4)グリーン化特例(軽課税率)のいずれかを適用します。

車種区分	(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課税率	(4)グリーン化特例(軽課税率)			
				税率(2)を約75%軽減	税率(2)を約50%軽減		
				電気軽自動車など	ガソリン軽自動車 平成17年排出ガス規制基準75%低減達成または平成30年排出ガス規制基準50%低減達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	対象外
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	対象外
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	対象外
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	乗用の営業用のみ2,000円	

- 令和8年度の(3)重課税率は「新車新規登録年月」(初度検査年月)※注が平成25年3月以前の車両に適用されます。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録し、国が定める車種区分や環境性能基準等一定の要件を満たす車両については、(4)グリーン化特例(軽課税率)が適用され、令和8年度(初年度)のみ税率が軽減されます。

※注 新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

自動車検査証

番号 ○○○○ 令和○○年○○

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家
	令和 年月日	令和 年月			
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重	
	人				
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	新車新規登録年月	行
					kg

初度検査年月	重課税率適用年度
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度～
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度～
平成26年4月～平成27年3月	令和10年度～
平成27年4月～平成28年3月	令和11年度～

- 初度検査年月が平成24年3月以前の車両については、前年度以前に順次、重課税率の適用を開始済です。

軽自動車税にかかるお知らせ

■ 新基準原動機付自転車について(令和7年4月1日制度開始)

【新基準原動機付自転車とは】

- ・総排気量が125cc以下で最高出力を4.0kw以下に制限したバイクを指します。
- ・従来の総排気量50cc以下の原動機付自転車(「原付一種」)と同じように原付免許で運転できるもので、白色のナンバープレートを交付します。
- ・登録の翌年度以降、毎年2,000円の軽自動車税が課されます。

【以下についてご注意ください】

- ・総排気量125cc以下であっても、最高出力が4.0kwを超える原動機付自転車は、「原付二種」での登録となり、原付免許では運転ができません。販売店からの購入や、個人間での譲渡の際は、「総排気量」だけではなく「最高出力」や「車種」についてよくご確認ください。
- ※車両の概要や交通ルール、登録の手続等につきましては、警察庁や大和市等のホームページをご確認ください。

■ 車検時の納税確認の手続きについて

【車検時の納税証明書の提示を省略できます】

- ・三輪、四輪以上の軽自動車及び小型二輪車(250cc超～)は、軽自動車検査協会・運輸支局等にて、軽自動車税納税確認システムによる納付確認を実施しています。これにより納税証明書の提示を省略することが原則可能です。

【ただし、以下についてご注意ください】

- ・納付確認のシステム連携には、納付手続き後、数日間を要します。
- ・このため車検の手続き日が迫っている場合には、コンビニや金融機関でご納付のうえ、書式での納税証明書(納税通知書の右端の部分)の使用によるご対応をお願いします。
- ・また、スマホなどによるキャッシュレス納付については、納付時に納税証明書の発行がないため、車検の手続き日が迫っているなど、お急ぎの場合はコンビニ等のご納付での納税証明書の使用によるご対応をお願いします。

■ 車両を所有しなくなった場合などについて

- ・処分や譲渡などで車両を所有しなくなった場合は、直ちに登録抹消等の手続きをお願いします。
- ※軽自動車税は、毎年4月1日現在における所有の登録状況により新年度分が課税されます。このため次のようなケースにお気を付けください。

【例】 3/20に廃棄処分をしたが、所有登録の抹消手続きは4/15に行った。

⇒ この場合、4/1時点の所有登録状況により、新年度分が課税されます。

【四輪等の軽自動車等の登録などにかかるお問合せ】

- ・四輪等の軽自動車…軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 TEL050-3816-3120
- ・軽二輪、小型二輪…神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2037

【原動機付自転車等の登録や、軽自動車税の課税・納税にかかるお問合せ】

- ・大和市役所 市民税課 諸税係 TEL046-260-5231 (登録、課税)
 収 納 課 TEL046-260-5241~3(納税)

[市役所本庁舎2階 受付時間 平日の8時30分から17時まで]